



やおっち商い通信

令和6年3月号
八百津町商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>

【振替納税者の振替日】

税 目	振替日
所 得 税	令和6年4月23日(火)
消 費 税	令和6年4月30日(火)



経営支援

事業承継分野での包括連携協定を締結！

東濃信用金庫と八百津町商工会は、事業承継分野での相互連携強化を中心とする**包括連携協定**を締結しました。

当商工会は、商工業の発展と産業振興に向けた取り組みを推進するために、東濃信用金庫との間で事業承継分野を中心とする相互連携強化のための包括連携協定を締結しました。

中小・小規模事業者の経営者の高齢化と後継者不足が深刻化している中、廃業の増加等により地域の経営基盤である雇用維持や事業所の減少、事業用資産や固有の技術等の承継問題が今後急激に顕著化していきます。

こうした状況を踏まえ、地域の中小・小規模事業者の支援機関である信用金庫と商工会が組織の枠を超えて連携し両者の強みを生かして事業承継に於ける支援を強化していきます。

事業承継ニーズの掘り起こしから引き継ぎ先とのマッチングまでを伴走型で支援していきます。

包括連携協定締結式
令和6年2月6日





小規模事業者経営改善資金（通称:マル経済融資） 貸上げ貸付利率特例制度の創設について

令和5年度補正予算により、マル経融資制度が拡充され、「貸上げ貸付利率特例制度」が創設されました。

雇用者給与等支給額が一定以上増加する見込みがある又は既に増加している事業者を対象に、貸付後2年間の貸付利率を、0.5%引き下げる特例制度です。

※本制度は、一般マル経のみに適用されるもので、以下の制度には適用されません。

- 1) 災害マル経
- 2) 危機対応マル経
- 3) 新型コロナウイルス対策マル経

(注) マル経以外でも、公庫の普通貸付や生活衛生貸付において対象となる融資制度があります。

❖ 貸付対象者

創業後3カ月以上の事業者であって、次のいずれかに該当するもの
(最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がないものを除く。)

- 1) 雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある者
- 2) 最近の決算期において既に2.5%以上増加している者

❖ 貸付利率

マル経融資制度に定める利率から0.5%を控除した利率
但し、当該利率は、0.3%が下限となる。

❖ 控除後利率適用期間

貸付日から2年間

❖ 事後確認

雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある者については、雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加したことの事後確認があります。

→ 詳しくは、商工会へお尋ねください。

商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する！

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>



© dak